

宗像市民図書館協議会委員名簿（案）

資料 4

任期：平成 22 年 2 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日

区分	氏名	所属
学校教育関係者	高原 康吉	宗像市立河東中学校校長
	水崎 浩克	宗像市立赤間西小学校校長
社会教育関係者	正月 智子	宗像市青少年センター相談員
学識経験者	寺岡 聖豪	福岡教育大学教授
	小柳 親芳	福岡女子短期大学教授
ボランティア代表	野田 美子	おひさま文庫
市民代表	磯部 登志枝	公募委員
	東 修一	公募委員

◇ _____ が新任。任期：平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日

旧任

区分	氏名	役職名
学校教育関係者	木村 修身	宗像市立自由ヶ丘中学校校長
"	村上 和之	宗像市立吉武小学校校長

図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)抜粋

最終改正:平成一四年五月一〇日法律第四一号

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

宗像市民図書館条例抜粋

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 71 号

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に宗像市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

(平 17 条例 46・旧第 7 条線上)